

資格証明書の発行に関する調査（平成20年9月15日現在）

保険者番号	市町村名	滞納者と接触を図るための具体的な取組
1	福島市	支所等の出先機関において、国保得喪の届出を受理する際、端末の国保画面へ資格証交付である旨表示し、連絡をもらう事としている。
4	須賀川市	国保税の収納については、収納課が担当しており、資格証明書交付世帯へは、収納課が全戸訪問している。
6	会津若松市	毎月、夜間休日納付相談窓口を開設。滞納管理システムにより、市税担当課と情報の共有を図っている。
7	喜多方市	税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。
8	いわき市	納税相談日を設け、滞納者に税務事務所への来所相談を促している。
11	川俣町	短期保険証を発行して接触を図っている。また、12月と5月に特別強化月間を設け滞納者宅を臨戸している。
14	国見町	短期被保険者証の交付時に滞納者との交渉により、きめ細かな対応を行う。(資格証明書は最後の手段であると捉えている。)
21	大玉村	税・介護・水道などの担当課と連携し情報の共有化を図っている。
29	天栄村	短期保険証を交付し、納税相談を兼ねて更新を実施。各課等と情報を共有。
30	南会津町	税、水道などの担当課と情報を共有して連携を図る
39	猪苗代町	税・福祉・水道・住宅などの担当課と連携し情報の共有を図っている
42	北塙原村	税・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。
45	西会津町	税・福祉などの担当と連携し情報の共有を図っている。
47	会津坂下町	税務・福祉・水道などの担当部と連携し情報の共有を図っている。特に税担当とは滞納者との接触役割を分担し、折衝記録を共有することにより効率的な滞納取り組みを図っている。
48	湯川村	税・福祉・水道などの担当部署と連携し情報の共有を図る。
49	柳津町	全庁的取り組みを行い、税・介護保険・水道の担当係と連携し、情報の共有化を図っている。
51	会津美里町	毎月定期的に、税務課・支所・国保係(町民生活課)の各担当者による、現在、国保短期証・資格者証の交付者について、国保税の納付状況を確認し、その更新・変更の協議と、滞納解消に向けた取り組みをおこなっている。
54	金山町	税徴収担当者から情報の提供を受けている。
56	棚倉町	税務課と連携し、全対象者に通知して納付相談を実施している。
57	矢祭町	定期的に福祉グループの徴収担当職員と密な連絡体制をとり、状況を把握している。
60	西郷村	資格証発行前には、短期証を交付し猶予期間をとった上で事前予告し来庁等を促す。税務課においても臨戸訪問するなどし、短期証・資格証への切換や滞納処分等を説明し納税相談を図りながら接触を図る。
63	泉崎村	税務課において年4回催告書を送付。大口滞納世帯においては、差押え予告書を添付して催告書を送付。滞納世帯との話し合いにより分納計画書を作成。
67	石川町	税務課と連携して情報の提供を図る。
68	玉川村	税務係といつしょに、納税相談を実施しする。
69	平田村	税・福祉・水道、住宅などの担当課と連携し、滞納者の情報を共有化している。 毎月25日の納期限日の夜間17:00～20:00まで滞納者を対象にした納税説明会を開催している。
70	浅川町	税、福祉、水道、公営住宅などの担当課と連携し情報の共有を図る。
71	古殿町	保険証更新時定期納税相談会の実施、、隨時納税相談会の実施、定期的な訪問徴収、短期証の活用(窓口切替)、税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有
72	三春町	国保税担当課と国保給付資格担当課で連携し、情報の共有化を行っている。
73	小野町	税務課と連携し情報の共有を図る。
79	広野町	分納誓約に基づき、職員が徴収、納付相談できる体制を取っている。
80	楢葉町	税務課、住民福祉課合同で町内夜間臨戸を実施している。
81	富岡町	保険証更新時に夜間納税相談を実施。
82	川内村	厳正な滞納処分(給与照会等)を行うことにより、積極的に本人と接触を図るよう取り組んでいる。
84	双葉町	町税、貸付金、使用料等滞納整理対策委員会の基で、課相互の調整や滞納整理に必要な体制の整備を行なっている
85	浪江町	税務・福祉・水道の窓口との横の連携を密にし、できる限り滞納者と接触を図り、なおかつ毎月第2木曜日の時間外(～19時30分)及び第4日曜日(9時～16時)に窓口開設を行っている
87	新地町	税務課・健康福祉課・都市計画課などと連携し、情報の共有を図る。

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

保険者番号	市町村 保険者名	子供のいる世帯に対する特別な取組
1 福島市		小学生以下は、対象外としている。
2 二本松市		資格証明書交付世帯のうち、乳幼児、小学生及びひとり親家庭医療該当者については短期保険証を交付している。
4 須賀川市		国保税の収納については、収納課が担当しており、資格証明書交付世帯へは、収納課が全戸訪問している。
5 白河市		乳幼児が同一世帯に居る場合、乳幼児については短期被保険者証、その他の被保険者は資格証明書を交付。
6 会津若松市		高校生以下の子供がいる世帯には資格証明書を発行しない。
8 いわき市		住民基本台帳と突合し、齟齬が無いか確認している。
21 大玉村		必ず訪問を行い、実情を把握している。
30 南会津町		実態を把握しながら、慎重に取り扱う。
38 磐梯町		乳幼児医療対象者(義務教育就学前)には被保険者証を交付する(親は資格証明書)。その他、高校生まで修学旅行等、学校に提示する必要がある場合は期限付で交付場合もあり。
39 猪苗代町		0歳～9歳までの医療費無料化を実施しているため、親には資格証明書、子は被保険者証等を出している。それ以外に子供がいる世帯には慎重に対応している。
42 北塩原村		必ず訪問を行い、実情を把握する。
45 西会津町		電話や訪問により実態を調査している。
47 会津坂下町		0歳～12歳(小学6年生)までの医療費無料化を実施しているため、資格証交付世帯であっても子供のみの氏名を記載した保険証を交付している。資格証交付世帯に対しては臨戸徴収の機会を利用して訪問し、実情及び健康状態等を把握している。
48 湯川村		必ず訪問を行い、実情を把握する。
49 柳津町		世帯構成を把握している。
56 棚倉町		訪問及び世帯票により家族構成を確認する。
57 矢祭町		資格者証発行の世帯の中に子供(中学生以下)がいる場合には、原則的には外して交付するようにしている。
60 西郷村		税務課での納税相談を経て、毎月最低限の保険税を納めてもらい短期証を交付していく。
67 石川町		国民健康保険被保険者台帳を確認し、訪問等により実態を把握する。
68 玉川村		短期保険証(高校生以下)を発行している。
69 平田村		必ず訪問を行い、生活実態等を把握している。
71 古殿町		小学校就学前の子供については、短期証にて措置
79 広野町		子供のいる世帯に対しては、交付時の納付相談により短期証を、親に対しては資格証明書を交付することとしている。
87 新地町		必ず訪問を行い、実情を把握する。

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

保険者番号	市町村 保険者名	特別の事情の有無の判断のための特別な取組
1 福島市		特別の事情に関する届出を検討するための「福島市国民健康保険被保険者資格証明書の交付に関する検討委員会」を設置している。
3 郡山市		国民健康保険被保険者証返還予告の際に、特別の事情に関する届出書を同封し、提出を求めている。(郡山市)
4 須賀川市		特別の事情に関する届出書を提出してもらい判断する。
6 会津若松市		課内検討会を開き、判定を行なう。
7 喜多方市		第三者委員会を設置し、判定を行う。
11 川俣町		納税相談時に、本人からの聞き取り。
29 天栄村		国保担当課と税務課(収税G)で交付の際は、再確認をその都度実施
30 南会津町		資格管理と徴収管理担当による協議により、判定を行う
45 西会津町		提出された特別事情に関する届出書の内容を、本人への聞き取りや関係課に照会し判断している。
49 柳津町		短期の保険証を交付し、切替時に接触の機会を多く持てるよう納税相談を実施している。
57 矢祭町		国保担当部門(町民福祉課健康グループ・課長)と、課税部門(自立総務課税務グループ・課長)と、町の滞納対策本部長(副町長)が加わり、検討を重ねている。
60 西郷村		事情等を聞き取りし、上記に準じ短期証を1ヶ月単位で交付するなどして対処する。
67 石川町		石川町国民健康保険資格証明交付審査委員会において判定を行う。
68 玉川村		聞き取り調査を行い、特別な事情がある場合、関係書類を添付してもらい短期保険証を発行する。
69 平田村		定期に国民健康保険資格証明書交付審査委員会を開催し、判定を行っている。なお、機械的、画一的に行うのではなく、被保険者の生活実態等を十分把握した上で、個々の事例に応じ、特別の事情の有無を判断している。
70 浅川町		資格証明書交付審査会を設置し、判定を行う。
71 古殿町		庁内において検討委員会を組織し、定期的に判定会を実施
72 三春町		国保税滞納者対策要綱を作成し、計画的、定期的に取り組んでいる。
80 楢葉町		税務課、住民福祉課による内部協議を実施している。
81 富岡町		徴収担当課と協議し決定。

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

都道府県番号(08) 都道府県名(茨城県)

保険者番号	市町村	世帯数	滞納世帯数	被保険者資格証明書								資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組							
				実施状況	交付世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書催告	電話催告	訪問	休日	休日	時間外訪問	時間外電話催告	訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数										
11	水戸市	38,625	8,742	○	62	3	0	1	3	9月1日	○	○	○						
21	日立市	27,474	7,754	○	132	26	4	21	24		○	○	○		○	○			
31	土浦市	24,721	5,068	○	33	1	0	0	1		○	○	○						
41	古河市	25,476	8,550	○	682	63	19	50	31		○								
51	石岡市	13,736	2,049	○	387	16	6	5	13		○	○	○	○	○	○	○	○	○
71	結城市	9,111	1,279	○	180	9	5	3	6		○	○	○	○	○	○	○	○	○
81	龍ヶ崎市	11,726	1,606	○	122	0	0	0	0	9月1日	○	○	○						○
101	下妻市	8,072	1,190	○	162	3	1	1	1		○	○	○	○	○	○	○	○	○
111	常総市	10,699	1,380	○	230	19	6	15	13		○	○	○		○	○	○	○	○
121	常陸太田市	8,665	798	○	210	16	7	6	8		○		○						○
141	高萩市	4,764	858	○	81	4	1	4	3		○	○	○			○	○	○	○
151	北茨城市	7,566	1,414	○	268	15	12	9	7		○	○							○
171	取手市	19,082	3,009	○	281	22	5	14	14	9月1日	○	○	○			○	○	○	○
201	茨城町	6,091	614	○	184	19	7	16	9	9月24日	○								
271	大洗町	3,605	604	○	0					9月24日	○	○	○						○
321	東海村	4,653	351	○	20						○	○	○						○
331	那珂市	8,405	1,216	○	220	22	4	16	13		○		○						○
351	常陸大宮市	7,776	951	○	82	6		4	1		○								○
421	大子町	4,065	495	○	32	3	0	0	4		○	○							○
481	鹿嶋市	12,611	2,607	○	217	10	4	5	5	9月15日	○	○		○	○	○	○	○	○
491	神栖市	16,218	4,979	○	485	44	8	29	24		○								
531	潮来市	5,655	1,341	○	176	16	2	15	6	8月31日	○	○	○	○	○	○	○	○	○
571	美浦村	2,899	477	○	121	10	4	7	3		○								
581	阿見町	7,483	1,259	○	181	9	1	4	6	9月10日	○								
591	牛久市	11,542	1,918	○	15	0	0	0	0	9月1日	○	○	○						
621	河内町	1,902	444	○	80	4	1	5			○		○		○	○	○	○	○
821	八千代町	4,026	410	○	31	2	0	2	0		○								
861	五霞町	1,480	197	○	0						○	○	○						○
891	境町	4,719	595	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○	○
901	守谷市	7,311	774	○	250	13	3	12	6		○	○	○						○
921	利根町	3,135	238	○	113	14	4	14	6		○								
931	つくば市	27,117	4,588	○	968	40	12	25	24	9月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○
941	ひたちなか市	21,418	8,274	○	0					6月1日	○	○							
951	城里町	3,729	578	○	1	1	1	3	0	6月1日	○	○	○						○
961	稲敷市	8,236	1,817	○	193	14	2	9	9	9月22日	○								○
971	坂東市	10,389	1,564	○	0	0	0	0	0		○	○	○		○	○	○		
981	筑西市	18,862	2,263	○	581	35	7	37	16	9月16日	○								○
991	かすみがうら市	7,259	1,655	○	1	0	0	0	0	9月1日	○		○						○
1001	行方市	7,302	1,418	○	272	39	12	28	19		○	○	○						○
1011	桜川市	8,203	1,222	○	161	13	2	11	8		○								
1021	鉢田市	11,808	1,707	○	165	12	3	17	9	9月1日	○								
1031	つくばみらい市	6,980	1,018	○	87	10	1	8	1		○	○							○
1041	笠間市	13,465	2,696	○	135	6	0	7	3	8月31日	○								
1051	小美玉市	8,787	1,425	○	346	17	6	9	12		○		○						
都道府県合計		476,848	93,392	44	7,947	556	141	412	308		43	26	27	7	11	17	16	11	

別紙①参照

別紙②参照

別紙③参照

記入上の注意

- 「世帯数」、「滯納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯は、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接觸を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対する取組について記入すること。
- 「文書催告」について、被保険者資格証明書の発行や特別な事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
1. 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
1. 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
1. 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
1. 3. 「その他」については、他に接觸を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接觸を図るために具体的な取組」に内容を記入すること。
1. 4. 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
1. 5. 「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別の事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
1. 6. 都道府県は「滞納者と接觸を図るために具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

別紙①

滞納者と接触を図るための具体的な取組

税主管課と滞納整理システムを共有し情報の一元化を図っている。(日立市)

収納課、滞納処分室と連携し情報の共有を図る。(古河市)

呼び出しをして、郵送ではなく窓口で交付する。(古河市)

休日納税相談通知・督促・文書催告・訪問などをし、収納対策室と連携し情報の共有を図っている。(石岡市)

滞納者に一斉通知し、納税相談を休日、平日夜間に開設していることを伝える。(結城市)

市税を扱う収税課と滞納システムによる情報の共有化を行い、必要な納税相談をしている。(結城市)

土日の休日相談を年4回実施している(龍ヶ崎市)

収納課が各税の未納状況や交渉記事等の情報を保有しており、常に情報交換を行い連携を図っている。(龍ヶ崎市)

収納課・福祉事務所等と連携し、情報の共有を図る。(下妻市)

滞納者の職場への直接連絡交渉。滞納者の会社からの連絡要請。(常総市)

税務課と連携し滞納管理システムにより情報の共有を図りながら、合同及び国保単独の滞納整理を実施している。(常陸太田市)

税務担当課と連携し情報の共有を図る。(高萩市)

3月中旬に国保税滞納者で納税誓約を履行していない方や1年間納入していない方に納税相談の通知している。また、納税相談に来なかつた方には再度6月に資格証明書の交付事前予告通知を送付し納税相談等を行っている。(北茨城市)

市役所納税課と連携し情報の共有を図る。(取手市)

県税事務所との共同催告や納税相談並びに徴収員による臨戸訪問を行っている。(茨城町)

税担当課と連携し情報の共有を図る。(東海村)

収納課と連携し情報の共有を図っている。(那珂市)

収納課と連携し情報の共有を図る。(常陸大宮市)

徴収嘱託員による徴収訪問(大子町)

電話催告(平日・夜間・休日)、臨戸訪問(平日・夜間・休日)等で随時保険証への切替えに向け納付指導を行う。(鹿嶋市)

税、福祉などの担当課と連携し、情報の共有化を図る。(神栖市)

電話・文書での呼び出し。管理職による滞納整理。(潮来市)

年度当初の保険証発送時に滞納者には有効期限を1ヶ月(4月30日)までとしている。(美浦村) 短期保険証の有効期限を1ヶ月(年金受給者によっては2ヶ月)としている。(美浦村)

収納課との情報の共有(牛久市)

町税などの担当課と情報の共有を図っている。(河内町)

税務課・福祉保険課などの担当者と連携し、情報の共有を図る。(八千代町)

4課で組織されている町税等収納連絡会を中心に、連絡調整を図り情報を共有している。(五霞町)

税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(境町)

年度末に滞納者に対して納付相談を実施(利根町)

督促状・催告書・保険証更新予告通知・休日納税相談通知・保険証更新最終予告通知・資格者証切替通知等を発送・平日戸別訪問・休日戸別訪問・納税相談・休日納税相談等を通じ、滞納者との接触を図っています。しかしながら1年間相談もなく、納付もない方に限定して資格者証明書を交付しています(つくば市)

税担当課と連携し情報の共有を図る。(ひたちなか市)

納税相談日(土日を含む)を設け分納誓約により納付推進を促すとともに、税・福祉担当課と連携し情報の共有を図っている。(稻敷市)

収税課と連携し、情報の共有を図る。また、年度末には共同で納税相談業務を行う。(筑西市)

納税推進課・税務課と合同で、納税相談・申告相談を行う。(かすみがうら市)

6月、9月、12月、3月に実施している定期的納税相談への呼び出し通知を発送している。一般滞納者と同様に臨戸訪問による滞納整理を実施している。(桜川市)

1ヶ月・2ヶ月・半年の短期保険証を交付し、納税相談の機会を多く設けられるようにしている。(鉾田市)

収納対策室を軸に、税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(つくばみらい市)

納税課などの担当課と連携し情報の共有をはかる。(笠間市) 嘱託徴収員による個別訪問の実施(笠間市)

税務担当課と連携し、電算による情報の共有(小美玉市)

別紙②

子供のいる世帯に対する特別な取組

休日滞納整理等で訪問等で滞納者との接触に努めている。(日立市)

マル福の該当世帯については、文書により納税相談をする趣旨の文書を通知。(石岡市)

国保加入世帯員に中学生までの世帯員がおり、担税力のない世帯は交付対象から外す。(龍ヶ崎市)

関係機関より情報収集を行うなど、実情を把握する。(下妻市)

母子家庭・父子家庭には、短期発行に関して、発行期間の基準を、別枠で設定している。(常総市) 医療福祉制度該当世帯に対しては、資格証を見合わせている。(常総市)

自主納付が原則であるため特別な取組みは行っていないが、連絡があり相談に来れない理由があれば訪問し、実態把握に努めている。(北茨城市)

市役所子育て支援課と連携して、家庭の実情等を把握し、納税相談や指導を行う。(取手市)

医療福祉費等該当者は、短期被保険者証を交付(常陸大宮市)

特にこども福祉課と納税対策室が連携して、家庭児童相談員を中心に保護者と面談出来る時間帯(夜間)に訪問し、家庭状況の実情と担税力の把握に努めると共に保険証への切替えに向けた納付指導を行う。(鹿嶋市)

必ず文書及び訪問を行う。(河内町)

児童福祉担当との連携をとり、家族の聞き取り等から、子供が病気で緊急を要する場合、短期被保険者証を交付する。(八千代町)

納税相談等を行い、実情を把握している。(五霞町)

学校の行事等により必要な場合は、該当者のみ短期保険証を交付している。(桜川市)

丸福該当者がいる資格者証交付世帯については、納税相談時に特別な理由書を提出してもらい、通常、資格者は6ヶ月間納付履歴を確認後に資格解除判定をするが、便宜上、丸福該当者分のみ短期保険証を交付する場合がある。(鉢田市)

随時、相談をうけている。(つくばみらい市)

別紙③

特別の事情の有無の判断のための特別な取組

被保険者資格証交付審査委員会を設置し判定している。(日立市)

被保険者資格証明書交付審査委員会を設置し、判定を行う。(古河市)

独自の内規をつくり判定している。(石岡市)

滞納者対策取扱要項にて、「特別の事情に関する届書」に災害、病気等の必要事項を記載し、認められることで資格証明書を解除している。(結城市)

市要領に基づき「特別な事情に関する届書」の提出により判断する。(下妻市)

6月に資格証明書の交付事前予告通知の中に弁明書、特別の事情に関する届書を同封し、提出された特別の事情に関する届書により判断している。(北茨城市)

国保税滞納者対策措置対象者審査委員会を設置にて、判定を行う。(取手市)

常陸大宮市国民健康保険被保険者資格証明書等交付審査委員会を設置し、判定を行っている。(常陸大宮市)

隨時、納税対策室・国保年金課・こども福祉課等関係課との協力を得て、情報・意見交換し、対応策を協議しながら取り組んでいる。(鹿嶋市)

収納課での納税相談時に国保側も立会い、滞納原因や収入・支出など現状を聞き、少額分納の履行でも短期保険証の交付をしている。(1000円～5000円など)(美浦村)

国保税等滞納者に関する審査会にて判定を行う。(河内町)

国民健康保険施行令で定める特別な事情及びその他納付が困難な事情を考慮し、課内で審査し判定を行う。(境町)

納税相談(つくば市)

保険年金課、収納課、各支所の国保担当をメンバーとした資格判定委員会を設置し判定を行っている。(鉢田市)

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

都道府県番号(09) 都道府県名(栃木県)

保険者番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書								資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組							
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他	
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数										
1	宇都宮市	77,032	21,196	○	3,225	259	102	185	114	H20.9.3	○	○			○		○		
2	足利市	27,335	6,357	○	1,624	229	99	156	97	H20.9.10	○	○	○		○	○	○		
3	栃木市	13,577	3,047	○	488	34	19	31	12	H20.9.1	○		○				○		
4	佐野市	20,975	5,335	○	984	98	32	86	41	H20.8.1	○	○	○			○	○		
5	鹿沼市	16,032	4,416	○	1,159	218	147	228	131	H20.8.31	○								
7	日光市	16,557	2,924	○	1,118	160	42	105	54	H20.8.31	○	○			○				
8	小山市	25,234	6,931	○	1,022	91	33	57	46		○	○	○	○	○	○	○		
9	真岡市	10,183	2,012	○	224	10	3	6	4	H20.9.1	○								
10	大田原市	11,886	3,508	○	1,189	292	163	188	115	H20.9.1	○								
11	矢板市	5,238	523	○	266	把握なし	把握なし	把握なし	把握なし	H20.9.1	○	○	○	○	○	○	○		
12	那須塩原市	19,550	3,071	○	1,089	84	24	54	45		○	○	○		○	○			
19	上三川町	4,024	1,012	○	30	0	0	0	0	H20.9.1	○								
17	西方町	1,023	82	○	36	4	2	3	1		○	○	○						
20	二宮町	2,739	297	○	83	17	7	12	12		○						○		
21	益子町	4,250	875	○	43	把握なし	把握なし	把握なし	把握なし	H20.8.31	○		○	○	○	○			
22	茂木町	2,572	162	○	38	0	0	1	0	H20.8.31	○								
23	市貝町	1,799	185	○	30	0	0	0	0		○		○			○			
24	芳賀町	2,569	192	○	13	1	0	0	1		○								
25	壬生町	6,334	788	○	196	19	4	16	4		○	○	○						
26	下野市	7,941	925	○	224	24	6	18	15		○	○			○				
28	野木町	3,980	525	○	191	15	7	6	8	H20.9.1	○	○	○		○	○			
29	大平町	4,250	507	○	133	21	2	9	10	H20.9.1	○	○	○		○	○			
30	藤岡町	2,973	497	○	102	8	4	5	6	H20.9.1	○	○	○		○	○			
31	岩舟町	2,927	299	○	66	4	4	2	0		○						○		
32	都賀町	2,086	212	○	24	1	0	1	0	H20.9.1	○	○	○						
36	塩谷町	2,063	262	○	39	1	0	1	0	H20.8.31	○								
37	さくら市	6,095	1,526	○	22	0	0	0	0	H20.9.1	○						○		
38	高根沢町	3,925	921	○	69	8	0	6	5		○		○		○				
41	那須烏山市	5,151	573	○	287	22	12	18	12		○	○	○		○	○			
42	那珂川町	3,246	327	○	37	2	0	1	2		○						○		
45	那須町	5,473	1,314	○	114	4	3	5	2		○	○	○		○		○		

都道府県合計 319,019 70,801 31 14,165 1,626 715 1,200 737 31 16 17 2 6 11 11 8

	(例)税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(○○市) 時間外窓口の開設(平日午後7時まで)・休日納税相談窓口の開設(年8回)・カラー催告(特別催告書・警告書・差押予告書)の発送(宇都宮市) 税務課と連携のもと、納税相談の通知を発送し、夜間、休日相談窓口を開設している。(栃木市) 税担当課と連携し情報の共有を図ると共に、合同で納付相談会を実施し、窓口でも随時納付相談を実施している。(佐野市) 事前の文書催告により、市民課と収税課の連携を図り、納税相談を実施。(日光市) 税務課と連携し情報の共有を図っている。(真岡市) 税務課と連携し情報の共有を図る。(上三川町) 税務課等の担当課と連携し、情報の共有を図る。(西方町) 税務課と連携し、滞納者を呼び出し一週間程度の期間、相談の機会を設ける。(二宮町) 療養費や高額医療等の申請と合わせて納税相談、納税誓約聴取、国保税への充当を実施。税務、国保、介護保険、福祉、健診担当課とも接触情報を連携。(益子町) 10月の被保険者証切替前の9月に通知をし来庁を促している。(茂木町) 税の担当課と連携し情報の共有を図る。(市貝町) 保険証更新前に呼び出しをして納税相談実施(野木町) 税担当課と連携し、滞納者との相談を実施(大平町) 税・福祉・水道・住宅担当・給付担当等負担と給付の部署と連携し情報を共有して対応する。(藤岡町) 税・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。資格証明書を発行する前に納税相談日を設けて実施している。(岩舟町) 税務課と連携して情報を共有する。(塩谷町) 税の担当部署と連携し情報の共有化を図る。(さくら市) 滞納者に通知し、納税相談を実施している。(那珂川町) 税務課と保健福祉課の担当と連携し、情報の共有を図る。納税相談を定期的に実施している。(那須町)
子供のいる世帯に対する特別な取組	(例)必ず訪問を行い、実情を把握する。(△△町) 資格証明書交付世帯の乳幼児の内、3歳未満(10/1を基準)については、無条件で正規証を交付。→上記乳幼児42人中21人は正規証交付済み。(日光市) 公費負担該当者の除外(資格証明証・短期保険証等)(野木町) 全滞納者宅を訪問し、そのなかで実情を把握する。(藤岡町) こども医療費助成対象世帯の小学3年生までの子どもに対しては、被保険者資格証明書は交付しておりません。(岩舟町)
特別の事情の有無の判断のための特別な取組	(例)第三者委員会を設置し、判定を行う。(口口市) 「特別の事情等の確認」・「資格証明書交付予告」(いずれも毎年8月に通知送付)を発送し、状況確認に努める。(宇都宮市) 佐野市国民健康保険被保険者資格証明書交付審査会を設置し、判定を行う。(佐野市) 日光市国保資格証明書等交付審査委員会において、特別の事情の有無の基準を示している。(日光市) レセプト情報を参考にして、滞納者との接触を図る。(大平町) 国保税滞納者対策審査会を設置し、判定を行う。(岩舟町)

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別の事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別の事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。